

第 213 回通常国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.11

2024 年 5 月 8 日（水）決算委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

5月8日(水)に、決算委員会で質疑をしました。

今回質疑の対象となっていた【財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行】の中から、

1. 基金について
2. 食事補助に関する非課税限度額の引き上げ
3. エネルギー対策特別会計について

に関する質疑を、関係する省庁に行っています。



※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。

1. 基金について

【課題認識】

- ・基金を所管する各府省庁が指導監督を行う、基準というものが閣議決定されている。そこには基金事業の終了時期を設定することなどが定められているが、65の基金事業で終了予定時期が設定されていなかった。
- ・令和4年12月の行政改革推進会議の全基金の再点検要請、余剰基金の国庫納付要請がされた結果、令和5年度分の国庫返納として、昨年1月に2,531億円が返納されたが、その後の見直しの結果、昨年9月末には3,105億円、今回見直しでさらに4,342億円へと増えている。
- ・廃止することになった11基金のうち、9基金が経済産業省の所管。
- ・200基金を点検した結果、不用額として国庫に返納することになった5,460億円のうち、約4,000億円が経済産業省の所管。
- ・財産処分事務や事業の効果分析調査のために、平成26年度に補助金の交付事業を終えた後もずっと継続をしていた基金事業が、今回の見直しで終了することになった。早期に終了できるのになぜ今まで続けてきたのか根拠が見えない。

村田：基準で求められていた、基金事業の終了予定時期が設定されていなかった原因と要因、実態について伺いたい。

政府参考人：事業を終了する時期について、法律に特段の定めがないものや、被害者の救済を継続して行う事業については、必ずしも終了予定時期を設定する必要がないとされている。また、独立行政法人等に設置される基金についてはそもそも基金基準の対象から除外されているため、そのような状況になっているものと承知している。

村田：終了予定時期を設定しなくても良いという基金基準の例外事項が、その基金シートに必ずしも記入されていないものも散見される。基金シートへの記入チェックはいかがされているか？

政府参考人：基金基準には幾つかの例外原則があり、基金シートにそれを記入する欄を設けている。記入漏れのないように取り組むように各省に対しても伝えてまいりたい。

村田：点検見直しをするたびにどんどん国庫返納予定額が増えている状況になっている。その理由と経緯について説明を願う。

政府参考人：昨年9月の増加分については、厚生労働省所管のワクチン生産体制等緊急整備基金による返納額の約1,008億円が重立ったものである。また、令和6年度につきましては、経済産業省所管の新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業が約775億円、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金約138億円、これが主な内容となっている。引き続き、保有資金規模が適正なものとなるように不断の点検を行うことが重要であり、使用見込みのない資金については速やかに国庫納付をするよう促してまいりたい。

村田：経産省所管の基金事業において、管理費のみの事業が多数存続していたことの原因と今後の対策についてどう考えているか？

齋藤大臣：基金事業には、事後的な対応や適切な効果検証の観点から、どうしても管理業務を継続しなければならない場合があります、これまで基金に管理費を計上して対応してきた。なお、基金を廃止させたとしても、必要とされる管理業務がなくなるわけではないので、基金を廃止する場合には、国の事務として引き取ることが前提とならざるを得ない。今後、事業ごとに必要となる管理業務の量や性質を踏まえながら、適切な体制を構築し効率的な対応に努めてまいりたい。

村田：「効果分析調査をします」と実施要領に書けば、ある意味いつまでも基金を存続できる理由になってしまうのではないか。このような管理費のみの基金事業について、国として今後どのような対応等をしていくのか？

石井副大臣：原則としては廃止ということでありつつも、ケース・バイ・ケースで対応していきたいというふうに考えている。

村田：・基準を閣議決定してもいまだに守られておらず、基金を所管する各府省庁による自主的な点検だけでは不十分だったのではないか。政府によるチェックのみならず、外部からしっかりと精査することが必要と考える。

村田：今回点検の対象となっていない、国庫補助金等によって都道府県に設置造成された基金について、決算委員会として、国会法第 105 条に基づき、会計検査院に対し検査を要請すべきと考える。ついては、委員長よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長：後刻理事会で協議する。

2. 会社食事補助の非課税限度額について

【課題認識】

- ・物価高が続く中で、食堂の値段や弁当も上がっているが、1ヵ月当たり 3,500 円の非課税限度額は昭和 59 年から約 40 年変わっていない。
- ・これまで政府は、社員食堂は大企業を中心とした一部企業だと答弁しているが、中小企業でも社員食堂や工場弁当を設けているところも少なくない。
- ・昭和 59 年に現行の 3,500 円に引き上げた理由は、それまでの 10 年間の物価が 150% 上昇したからとのこと。それと比較すると現状の物価上昇率は 119% だが、賃上げ率を見ると、昭和 50 年は 13%、その後も 5% の賃上げ率が続いてきた。一方で足元の賃上げ率は、昨年が 3%、今年も 30 年ぶりの高水準といっても 5% と、前回引き上げ時ほど、働く人の賃金は上昇していない。
- ・今国会で国家公務員法等の旅費法が改正されたり、今年度から交際費の経費扱いの飲食代の上限が 1 万円になるのは、今の物価や飲食費の高騰が一つの理由になっている。でも呼応歳費を使える人は限られているのでは？

村田：食事の支給額の増額を会社に要望しても、会社答弁は「増やしてあげたいが国の非課税限度額 3,500 円が変わらないと上げられない」との話聞く。非課税限度額を上げてほしいと考えるが、いかがか？

鈴木大臣：企業から従業員への経済的供与は原則給与所得として課税対象となるが、食事の支給については、福利厚生的な性格があることや、少額なものについては課税しないという少額不追求の観点から、企業の負担額が月額 3,500 円以下であるなど、一定の要件の下で課税しない取扱いとされている。非課税限度額の取扱いについては、食事に関する物価の動向のほか、社員食堂のある企業は大企業を中心とした一部の企業に限られていることや、金銭で食事手当が支給され、給与課税されている方々も多いことなど、非課税の対象とならない方々との公平性にも留意をして、総合的に判断することが必要と考えている。

村田：食堂をつくったり弁当の支給は、中小企業の皆さんもされている。大臣は福利厚生の一つだと言われたが、なかなか人手が集まらない中小企業こそやっていくべき話だと思う。少額不追求という話があったが、昭和 50 年の頃と比較して今これだけ物価が上がっていると、少額の意味も違ってくる。また、物価高と賃上げの背景が昭和と今とは違うので、非課税限度額は上げていかなければいけないと思う。交際費を使える方

は限られているので、食事支給したときの非課税限度額上げた方が、恩恵を受けるはよっぽど増える。これは、通達の話だと聞いているので、是非大臣、やはり検討をお願いしたいが、いかがか。

鈴木大臣：これを考える場合には、やはり公平性ということを考えなければいけない。従業員の方々の中には、食事手当というものが給料の中に含まれて支給されている方々には課税がされている。こうした方々と非課税対象の方々との公平性、これをやはりよく考えてみたい。

村田：公平性というのなら、交際費で恩恵を受けられる方との公平性というのものもある。働く人が、今これだけ物価高でなかなか実質賃金がまだ上がってこないという状況も是非知った上で、検討をしていただきたい。

3. エネルギー対策特別会計について

【課題認識】

- ・エネルギー特別会計には石油石炭税と電源開発促進税を財源とした勘定がある。
- ・その税収は特別会計に直接繰り入れるのではなく、一般会計に収納された後、毎年度必要額のみをエネルギー特会の各勘定に繰り入れる仕組みとなっているが、実際にこのエネ特に繰り入れられる額は、税収よりも少ない年が多いため、相当額が一般会計に留保されている。
- ・過去から累積されたこの留保額が幾らなのかが、予算書にも決算書にも情報が示されていない。
- ・エネルギー対策特別特会には、多額の剰余金も生じている。これは一般会計からの繰入額が多いのではないかとということと、事業の執行率の低さも理由に挙げられるのではないか。そして、低い執行率が続いているのに、毎年8.5億円の予算が計上されてきた。
- ・同じような内容の事業をやっているのに、次の年には別の行政事業レビューシートに掲載されてしまったために、予算、達成率などが継続して追えなくなってしまう事業がある。

村田：令和6年度の当初予算ベースで、エネルギー対策特別会計における一般会計への留保残高が、石油石炭税分が5,630億円、電源開発促進税分が3,007億円に上るが、この現状について政府としてどう認識しているか？

鈴木大臣：エネルギー対策特別会計が必要とする財源規模を超えた額が繰り入れられることで、これらの税収が浪費されてしまうことを防ぐほか、国全体の財政状況を一般会計において総覧するために必要な仕組みであると承知している。この一般会計留保に関し、一般会計の財源に充てることが適切ではないとの指摘だが、これまで、エネルギー対策特別会計の歳出を増加させる必要が生じた場合には、過去に留保した分も含めて、特別会計の財源として有効に活用してきており、私としてはその在り方を評価している。

村田：会計検査院は、平成24年の報告書において、「一般会計が特別会計に対して将来的に繰入れの義務を負っているものについて、情報の開示を検討する必要がある」と指摘をしているが、過去から累積された留保額がいくらなのかは予算書にも決算書にも示されていない。この点、この後の検討状況について伺いたい。

鈴木大臣：特別会計については、資産や負債等の財務に関する状況を始め、情報を広く国民に公開することが重要であるということは、御指摘のとおりである。こうした情報

公開の重要性にも鑑み、エネルギー対策特別会計の状況については、毎年度の予算決定時に、ホームページなどにおいて、歳入、歳出の全体像を分かりやすい形で公表しており、その中でも、指摘の一般会計留保額のフロー分は明記をしている。引き続き、御指摘も踏まえながら、国民の皆さんにとって分かりやすいものとなるように、関係省庁とも議論をしながら適切な情報開示に努めてまいりたい。

村田：エネルギー特会自体に多額の剰余金も生じている。一般会計からの繰入額が多いのではないかということと、事業の執行率の低さが理由に挙げられるが、剰余額が多額になっていることに対する認識をお聞きする。

齋藤大臣：御指摘のエネルギー需給勘定における令和4年度の剰余金は7,612億円と多額だが、その主な要因は、国家備蓄石油の放出を行ったところ予算額より割と高く売れたため4,589億円増加した。また、予算執行については、そのとき国家備蓄石油の買戻しをしなかったことや、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の実施継続が困難になったため、2,510億円の不用が発生している。引き続き、各予算事業の不用額やその要因はしっかり分析をしながら、公開プロセスを始めとする行政事業レビューも積極的に活用して、必要な予算額の精査に引き続き努めてまいりたい。

村田：「低酸素技術を輸出するための人材育成支援事業」というものがあるが、低い執行率が続いているにもかかわらず、毎年8.5億円の予算が計上されているのはなぜか？また、同じような事業を続けるのであれば、行政事業レビューシートにしっかり書き込むべきだと思うがいかがか。

政府参考人：同事業の直近3年間の執行率が低い理由は、新型コロナウイルス感染症に伴う渡航制限で専門家の現地派遣、また現地社員などの本邦受入れ研修の実施が困難であったことによる。一方、新たな省エネ設備や先進的な脱炭素化技術の普及などのニーズも増大していたことから、例えばオンラインでの研修の実施手法の活用が進むことや、新型コロナウイルスの感染症の収束も想定して、8.5億円という要求を継続させていた。行政レビューシートの様々な書きぶりについては、引き続き関係府省庁とも相談しながら検討してまいる。

以上